

松江市観光PR動画・ポスター制作業務委託仕様書

1 業務名

松江市観光PR動画・ポスター制作業務委託

2 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日（月）まで

3 委託目的

本市の魅力を市内外に広く周知し、観光誘客を図ることを目的とする。全国各地での観光PR、民間団体等からの依頼を受けた観光PR動画・ポスター提供の際に活用する。

令和4年度に策定した「MATSUE観光戦略プラン」において描く将来像「世界中から松江に人が集まる」の実現に向け、本市の認知度の向上および観光入込客数の増加をめざす。

4 コンセプト

（１）メインターゲット層

松江市外在住の20～40代

（２）企画方針

ア 本市を訪れるきっかけになるよう、まちの魅力を知ってもらうことができる内容であること。

イ 汎用性が高く、長年使えるような内容であること。

5 業務内容

（１）動画の制作

ア 撮影対象

契約締結日の翌日から令和7年3月の期間に、本市ならではの観光資源（イベント、施設、特産品等）を撮影し、観光誘致に効果的な観光PR動画を制作すること。

撮影内容には「松江城」「宍道湖の夕日」を必ず含め、その他は指定しない。本市の魅力が十分に伝わる内容とすること。

イ 動画の長さ

長さは「3分」「1分」「30秒」とし、3本制作すること。

ウ 動画規格

画角は16：9、画質はフルHD画質以上とすること。

エ サムネイル画像の制作

動画の内容に興味を持ってもらえるようなサムネイル画像を制作すること。

オ 動画の活用・提供

本委託の成果物である動画は、主に下記(i)～(iv)に活用するものであることを踏まえ、撮影にあたってはその目的に留意し、撮影被写体の魅力を最大限引き出すこと。

(i)市民に向けた「出前講座」(観光情報に関する説明を行うもの)での放映

(ii)全国各地で行われる観光PRの機会(観光説明会、特産品フェアなど)での放映

(iii)松江市公式 YouTube「松江市公式チャンネル」および松江市公式 SNS (X、Instagram、Facebook) への掲載

(iv)松江観光協会公式ホームページ「水の都松江」への掲載

掲載する動画は、使用許諾不要(商用利用可、クレジット表記要相談)とし、松江市の観光振興に寄与すると認められる媒体に無料で提供する。

(2) ポスターの制作

ア 撮影対象

契約締結日の翌日から令和7年3月の期間に、本市ならではの観光資源(イベント、施設、特産品等)を撮影し、観光誘致に効果的な観光PRポスターを制作すること。

(i)「秋」「冬」をテーマにしたものを1枚ずつ、「オールシーズン」(季節を問わず使用できるもの)を1枚、計3枚分のポスターをデザインすること。

(ii)作成した観光PR動画のQRコードを入れ込むこと。

イ ポスターのサイズおよび制作枚数

(i)サイズは「A1」とする。

(ii)枚数は「秋」「冬」「オールシーズン」それぞれ100枚ずつ、合計300枚とする。

ウ ポスターの活用・提供

本委託の成果物であるポスターは、主に全国各地で行われる観光PRの機会(観光説明会、特産品フェアなど)において活用する。撮影およびデザインにあたっては、特に本市を訪れたことのない方に向けて、魅力的かつ来訪意欲を高めるような内容とすること。

(3) その他

ア 撮影する場所・日程は、発注者と受注者が協議の上、決定する。

イ 映像の構成(映像の加工・編集、音楽・音声・ナレーション・テロップの挿入等)および、ポスターデザインの構成(画像の加工・編集、文字入れ等)については、発注者お

および撮影対象のイベント主催者等と十分な協議を行ったうえで決定し、撮影および編集を行うこと。

ウ さまざまな事情で内容の変更が生じる可能性があるため、その際は発注者と受注者が協議を行い、撮影および編集内容について決定する。

エ 制作した動画およびポスターデザインについて、発注者が修正を指示することがある。修正は各動画およびポスターデザインにつき、最大3回までとする。

(4) 特記事項

ア 受注者は、本事業の目的を踏まえ、本仕様書に記載の業務内容を全て企画・実施すること。

イ 受注者は、業務内容に記載の各事業の進行過程を含む納品までのスケジュール等を明らかにした事業計画書を作成し、発注者の承認を得ること。

ウ 業務の詳細について発注者と協議のうえで決定し、進捗状況を綿密に発注者に報告すること。

エ 事業完了後、速やかに報告書を作成し、発注者に提出すること。

オ 本業務に係る一切の経費は、全て委託費に含むものとする。

カ スケジュールに沿って、遅延なく業務を進めること。

6 成果品

作成した観光PR動画およびポスターについて、令和7年3月31日（月）までに以下を納品すること。

(1) 電子データ【動画・ポスター】

ア 制作した映像およびポスター画像の電子データ一式（SNSや映像共有サイト等への掲載用としてふさわしい形式）

イ 上記アで納品する動画のテロップ・音声がないもの

ウ 動画のサムネイル画像（画像データ形式）

エ 素材動画・写真（本業務の実施にあたり、撮影した動画および写真のうち、発注者が指定するもの）

(2) ポスター300枚【ポスターのみ】

7 再委託

本事業の全部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。

※発注者との協議により、発注者が本事業の一部について委託することを承諾した場合はこの限りではない。なお、再委託先の行為については、受注者がすべての責任を負うものとする。

8 著作権

- (1) 本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- (2) 本件委託により得られる全ての成果物・著作物に対する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、発注者に譲渡すること。
- (3) 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受注者は将来にわたり行使しないこと。また、受注者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張せず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。
- (4) 上記(1)(2)(3)の規定は、第7項により第三者に委託した場合においても適用する。受注者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (5) 成果物については、第5項(1)オおよび同項(2)ウに記載する使用目的のために利用できるものとする。この場合、受注者は別途料金を請求しないものとする。
- (6) 本件による成果物は、発注者が行う市の観光PRに関する業務のため、別途、第三者との契約による編集や複製利用等ができるものとする。
- (7) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。
- (8) 著作権譲渡の対価は、契約金額に含まれるものとする。
- (9) 著作権譲渡の効果は、委託料の支払い時点に発生するものとする。

9 個人情報

受注者は、業務期間はもとより期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等の取扱いについて厳守すること。

10 応募及び問い合わせ先

島根県松江市末次町86番地 松江市役所第4別館1階

松江市観光部 観光振興課 担当 はかた 博田・ごうばら 河原

電話：0852-55-5214

FAX：0852-55-5634

E-mail：kankou-kakari@city.matsue.lg.jp